

発議案第11号

放射能汚染対策の迅速な対応を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年6月15日

八千代市議会

議長 林 利彦 様

提出者	八千代市議会議員	緑川利行	印
賛成者	八千代市議会議員	横山博美	印
	同	菅野文男	印
	同	松井秀雄	印
	同	横田誠三	印

提案理由

千葉県に対し、放射能汚染対策の迅速な対応を求める。

これが、本案を提出する理由である。

放射能汚染対策の迅速な対応を求める意見書

東日本大震災から3カ月を経過した今日、被災地において国、各自治体、民間活力などの総力によって徐々に復興に向けた取り組みがなされているところであるが、福島第一原発にあっては事故収束に東京電力を初め多くの作業員が危険にさらされながらも、懸命の努力もむなしく解決の方向が見出せない状況下であり、国民が不安を抱えながらの生活を強いられているところにある。

本市を含め7市においては、こうした放射能汚染に対する市民の不安を解消されることを願い、5項目にわたり、去る5月20日付で千葉県知事あて要望書を提出したところであり、6月8日に本市においても、千葉県による放射線量の計測が市内2カ所で実施されたところである。

しかしながら、測定箇所がわずかなことから市民の不安を解消するに至らず、千葉県主導の対応を求める声が高まっている。

よって千葉県にあっては、国に対し安全指標をもとに計測基準や計測機器の性能などの明確化と内部被曝検査体制の確立に向けた働きかけを求めるとともに、幼児、児童・生徒の安全と市民の不安を解消すべく市内公共施設を中心とした測定の実施と公表を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日

八千代市議会

提出先

千葉県知事様